

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



電話

住友生命のお問合せ窓口

0120-506081

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後6時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



お知らせ

「ご契約内容のお知らせ等」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

- 郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認ください。



ホームページ

住友生命

検索

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）やご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 詳細はP11をご確認ください。

ご利用時間

月～土曜日：午前8時～午後11時45分（祝日・12/31～1/3を除く）
日曜日：午前8時～午後8時

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



生命保険募集人について

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。



ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおりー定款・約款」
「ご提案内容説明書（設計書）」を必ずご確認ください。
詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2023年6月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

まとまった資金を 指定通貨(米ドル・豪ドル・円)で着実に 増やすことをお考えのお客さまへ



定率増加プラン

- 5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険(一時払い)(23)
- 5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20)

告知不要で
0歳～90歳
の方がお申し込みいただける
**指定通貨(米ドル・豪ドル・円)建一時払
個人年金保険**
です。

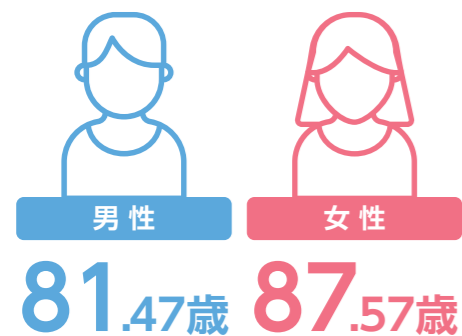


この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

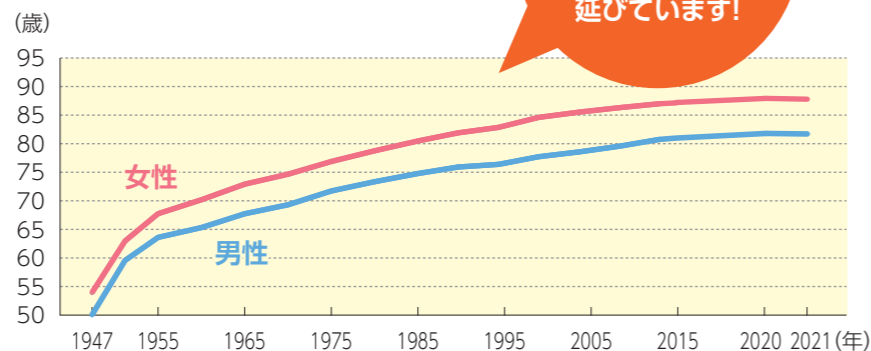
人生100年時代を豊かに生きていくために

平均寿命は今後も伸びていくと予想されます。

平均寿命 【出典】厚生労働省「令和3年簡易生命表」



平均寿命の推移と将来の予測

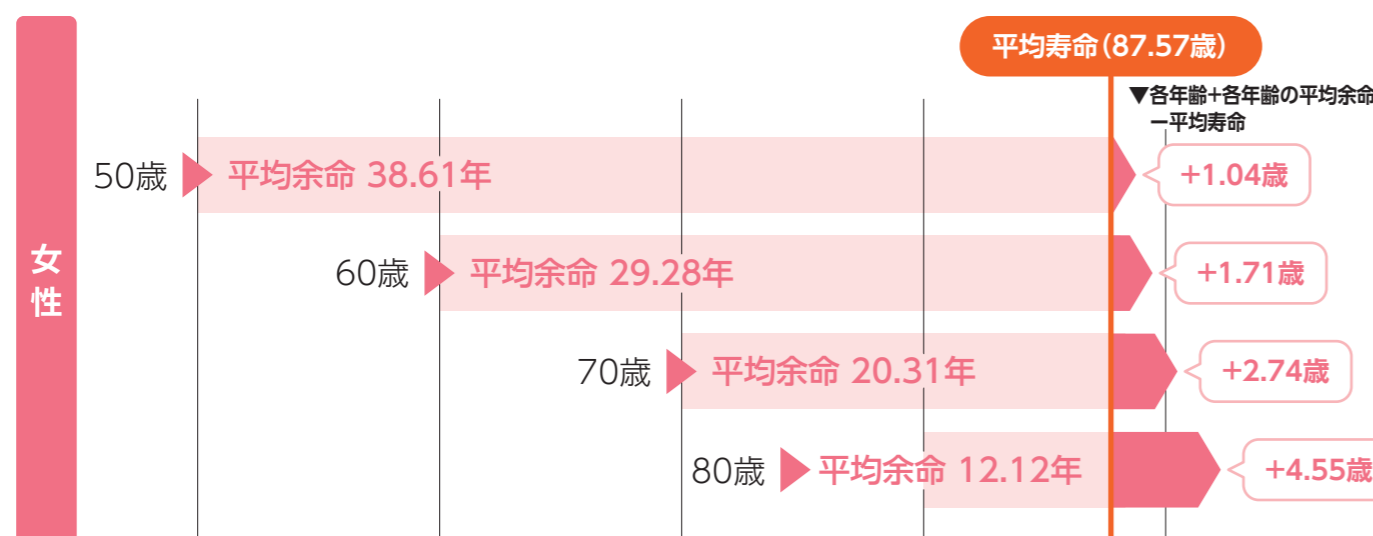
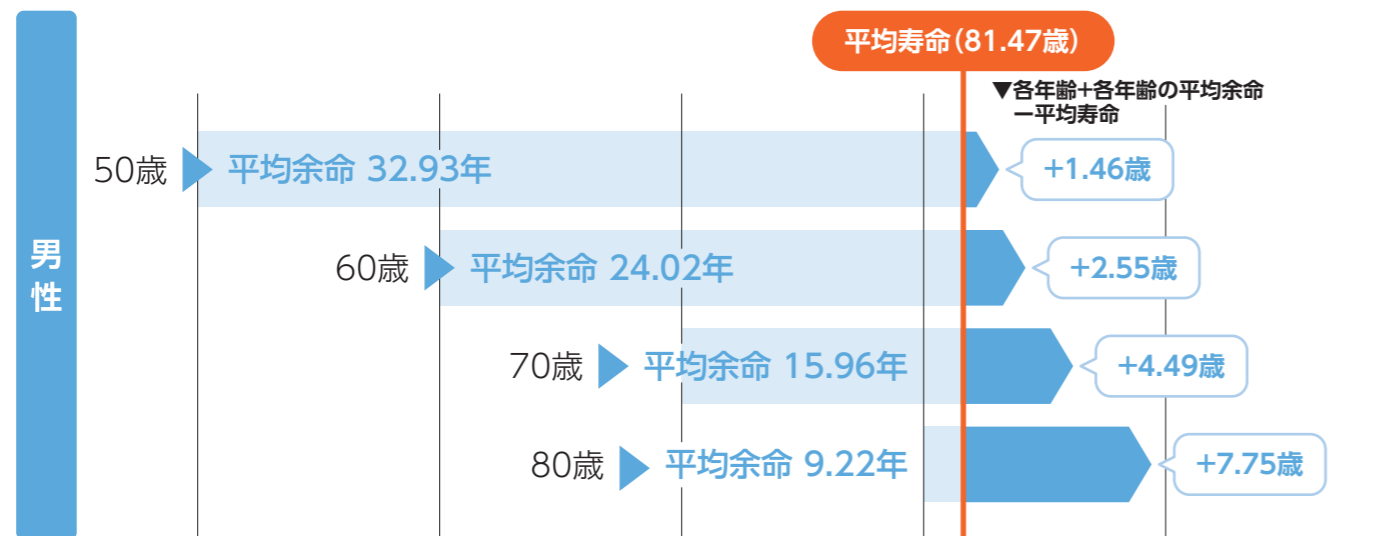


【出典】厚生労働省「令和3年簡易生命表」

平均寿命以上に長生きされる方もいらっしゃいます。

平均寿命と平均余命(*)

(*) ある年齢の人が、その後何年生きられるかという平均年数のことをいいます。



【出典】厚生労働省「令和3年簡易生命表」より試算

平均的な老後の費用はいくら？

※世帯主年齢60～69歳世帯平均値
【出典】総務省統計局 2021年「家計調査」、公益財団法人生命保険文化センター 令和元年度「生活保障に関する調査」

夫婦2人の平均生活費 **合計 約28.8万円/月**

1か月あたりの費用(主な内訳)



さらに

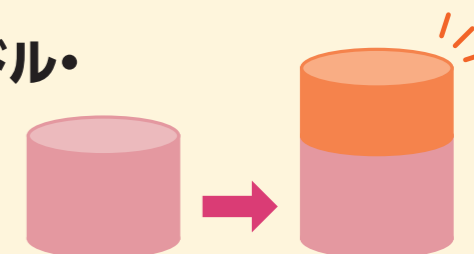
ゆとりあるセカンドライフを送るためには夫婦2人で約**36.1万円/月**が必要といわれています。



だからこそ大切な資金を「増やす」計画が大切です。



は指定通貨(米ドル・豪ドル・円)建て
着実に



「増やす」サポートをします。

この冊子における指定通貨とは、5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険(一時払い)(23)普通保険約款に定める選択通貨(米ドル・豪ドル・円)および5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20)普通保険約款に定める指定通貨(米ドル・豪ドル)のことをいいます。なお、指定通貨のうち米ドル、豪ドルのみ該当する場合は、指定通貨(米ドル・豪ドル)と記載します。

しくみと特徴 指定通貨(米ドル・豪ドル・円)建で着実に増やすことができます。

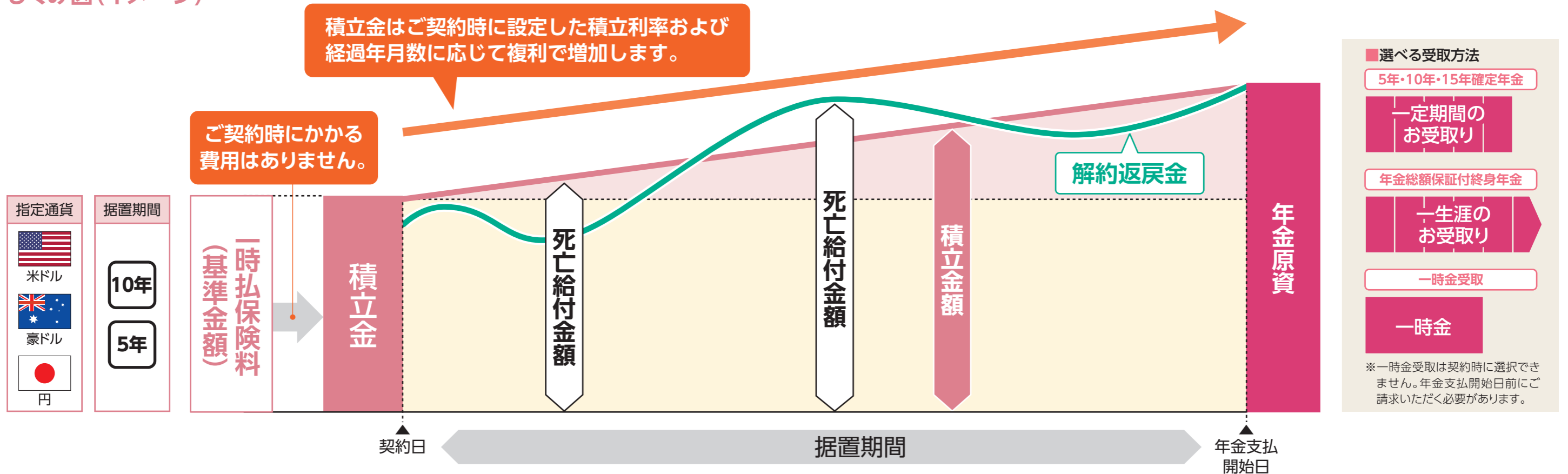
ご契約時

- 指定通貨を米ドル・豪ドル・円、据置期間を5年または10年から選択いただけます。
- ご契約時に指定通貨建で年金原資が確定します。

据置期間中

- 据置期間中の積立金額は、ご契約時に設定した積立利率および経過年月数に応じて複利で増加します。
- 死亡給付金は積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。

しくみ図(イメージ)



参照 契約日については「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 10」をご確認ください。

積立金について

将来の年金などをお支払いするために積み立てておくお金をいいます。

参照 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 2」の「特徴3」をご確認ください。

解約返戻金について

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。また、解約返戻金には解約控除が適用されます。

参照 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 9」をご確認ください。

※ご提案時の積立利率、年金原資等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
※本商品では目標額を設定することが可能です。詳細はP5・6「目標額設定について」をご確認ください。

積立利率・実質的な利回りについて

- ・積立利率とは、積立金などの計算に際して適用する利率(死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用を差し引いて計算される利率)をいいます。実質的な利回りとは、一時払保険料に対する年金原資の年換算利回り(複利)をいいます。なお、実質的な利回りは、積立利率と同じになります。
- ・ご契約時に適用する積立利率は、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。そのため、お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みをいただけない場合、ご契約時の積立利率はお申込み時の積立利率と変わることがあります。この場合、年金原資等も変わります。
- ・ご契約時に設定した積立利率は、据置期間満了まで変動しません。

- 米ドル建、豪ドル建で契約の場合、実質的な利回りは指定通貨(米ドル・豪ドル)建での利回りであり、円建での利回りではありません。
- 実質的な利回り例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
- 実質的な利回りは据置期間中に解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。

- 年金、死亡給付金、解約返戻金等は指定通貨建です。ご契約時に米ドル建、豪ドル建を選択され、年金等を円貨で受け取る場合には、年金支払開始時または請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 解約返戻金は市場価格調整および解約控除により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

目標額設定について

目標額設定による主な違い

目標額設定なし



目標額を設定した契約に比べ、**高い積立利率で積立金を増やすことができます。**

目標額設定あり



目標額を設定し、目標額に到達した場合には、円建で年金原資を確定することができます。**その他便利な機能が使えます。**

目標額設定【目標到達時円建年金保険変更特約】



解約返戻金の円換算額が設定した目標額に到達した場合、**円建で年金原資を確定することができます。**

※市場金利や為替レートの変動等によっては、目標額に到達せず、円建年金保険に変更しない場合があります。

【参照】「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 7」をご確認ください。

- ご契約時に**目標額を設定**
- 1年経過以降、住友生命が目標到達状況を毎営業日判定
- 目標額到達日の翌日に円建年金保険に変更(*1)

目標額として
設定できる金額

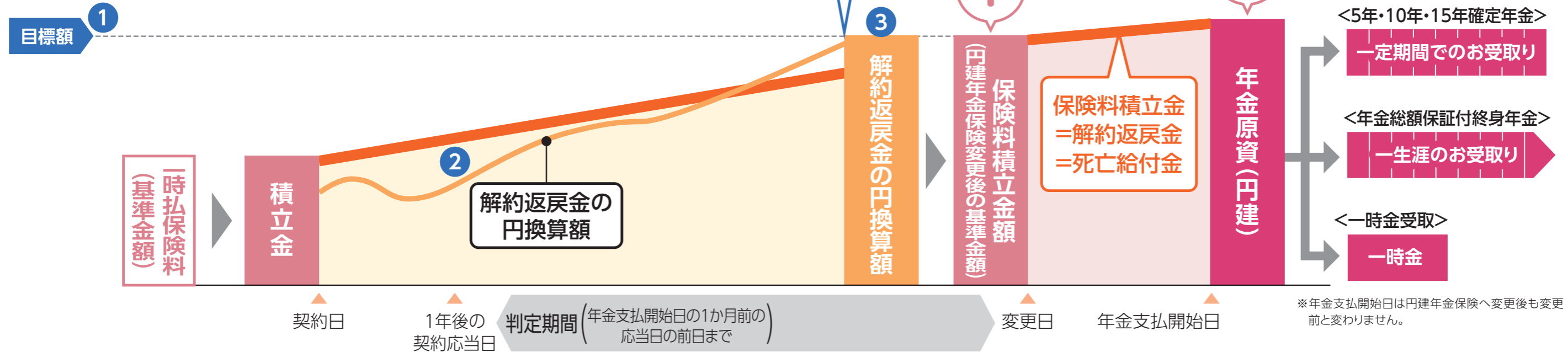
円建基準金額×105%・110%～200%(110%～200%は10%刻み)

※契約締結後に目標額の変更、設定の撤回を行うことができます。中途付加はできません。
※契約後に目標額の設定を撤回しても積立利率は高くなりません。

判定期間

契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日まで

【目標額に到達し、円建年金保険に変更するしくみ図(イメージ)】



※年金支払開始日は円建年金保険へ変更後も変更前と変わりません。

(*1)円建年金保険への変更後は、変更時に住友生命が定める円建年金保険の積立利率および経過年月数により保険料積立金が増加します。なお、適用される積立利率は、ご契約時に設定される積立利率と異なります。

目標額を設定した場合に使えるその他の機能



目標額に到達していなくても、**円建年金保険に変更することができます(*1)。**

【円建年金保険変更制度】【参照】「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 7」をご確認ください。

- 円建年金保険への変更可能期間は、契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日までとなります。

目標額を設定した場合に使えるサービス



解約返戻金の円換算額をお知らせする**メールお知らせサービス**を利用できます。【参照】P11をご確認ください。



- ご契約から6か月経過以後、**解約返戻金の円換算額(*2)が円建基準金額から10%増加、減少するつど、メールでお知らせします。**
(*2)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。



- 円建年金保険に変更する場合、原資となる解約返戻金額の計算には**市場価格調整および解約控除を適用します。ただし、年金支払開始日の繰下げを行った場合、ご契約当初の年金支払開始日以後に円建年金保険へ変更する際は市場価格調整および解約控除は適用されません。**
- 円建年金保険へ変更した後は、市場価格調整および解約控除は適用されません。

しくみと特徴など
目標額設定について
選べる受取方法
リスクについて
安心サービス
ご確認事項等

しくみと特徴など
目標額設定について
選べる受取方法
リスクについて
安心サービス
ご確認事項等

選べる受取方法

■年金原資の受取方法 **参照** 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 5」をご確認ください。

確定年金
(5年・10年・15年)

あらかじめ定めた期間、一定金額の年金を受け取れます。
(イメージ)

一定期間のお受取り

**年金総額保証付
終身年金**

被保険者が生存されている限り、一生年金を受け取れます。
(イメージ)

一生涯のお受取り

一時金受取

年金での受取りにかえて一時金で受け取れます。
(イメージ)

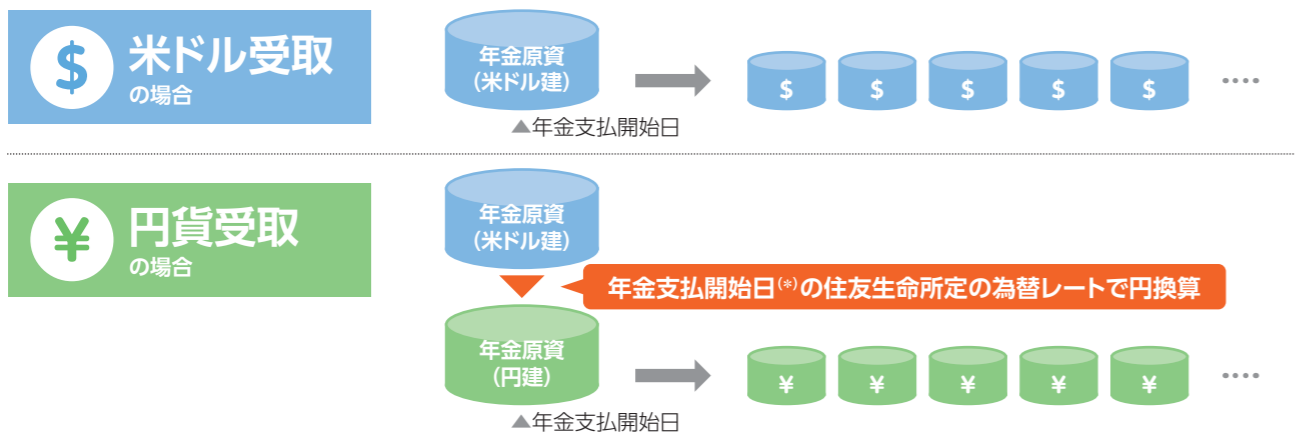
一時金

※一時金受取は契約時に選択できません。年金支払開始日前にご請求いただく必要があります。

■年金の受取通貨 **参照** 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 5」をご確認ください。

【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

▶米ドル、豪ドルでの受取りのほか、ご請求により、円貨での受取りを選択できます。



(*) 住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日となります。
※円建で契約の場合、年金は円貨でのみお受け取りいただけます。米ドル、豪ドルでの受取りは選択できません。

■年金支払開始日の繰下げ【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】 **参照** 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 2」の「特徴6」をご確認ください。

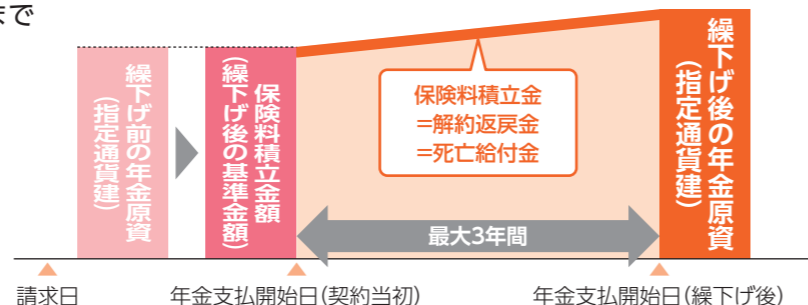
▶「為替の好転を期待して年金の受取りを遅らせたい」とき

最大3年間、年金支払開始日を繰り下げることができます。

【繰下げをご請求いただける期間】

年金支払開始日の3か月前から2週間前まで

※繰下げ期間は1年・2年・3年からお選びいただけます。また、繰下げのお取扱いは1回に限ります。



- 年金原資、未払年金の現価を円換算した後は、米ドル、豪ドルでのお支払いはできません。
- 年金支払開始日後に一時金受取のご請求をいただいた場合、年金支払日が到来した年金および残存年金(年金総額保証付終身年金の場合、残存保証期間に応じた金額)部分の一時金のお支払いとなります。年金支払いの際には、年金額に応じた費用を控除するため、支払額の合計が年金原資や一時払保険料(基準金額)を下回る場合があります。

リスクについて(必ずご確認ください)

為替リスク【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合等には、年金支払開始時や請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、**損失が生じるおそれがあります。**

円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。

円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。

【為替リスクの例(払込金額1000万円/年金原資100,000米ドルの場合)】

※住友生命所定の為替レートを1米ドル=100円とし、1000万円を100,000米ドルに換算しています。

請求時の住友生命所定の為替レート	年金原資の円換算額	
円安	110円の場合	1100万円
ご契約時と同じ	100円の場合	1000万円
円高	90円の場合	900万円

円高により払込金額を下回る例

解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク

市場価格調整および解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

市場価格調整とは

市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に**市場金利が高くなると資産の価値が減少するため解約返戻金額は減少し**、市場金利が低くなると資産の価値が増加するため解約返戻金額も増加します。**そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。**

解約控除とは

解約または減額(一部解約)された場合や円建年金保険に変更する場合にご負担いただく費用です。その費用は解約返戻金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた控除率を基準金額(*)に乗じた金額となります。

(*) 減額等の際に基準となる金額をいい、保険契約締結の際は一時払保険料相当額となります。減額された場合はその割合に応じて減少します。

参照

- 解約返戻金については「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 9」をご確認ください。
- 解約控除についてはP12~13「お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

しくみと特徴なし
目標額設定なし
選べる受取方法
リスクについて
安心サービス
ご確認事項等

しくみと特徴なし
目標額設定なし
選べる受取方法
リスクについて
安心サービス
ご確認事項等

ご契約後の安心サービス

動画で簡単にポイントをご理解いただけます。
動画視聴はコチラ▶



スミセイのご家族アシストプラス

無料 「ご家族登録サービス」 「契約者代理制度」 「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。 	A ご家族登録サービス
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。 	B 契約者代理制度 契約者が手続きする意思表示が できなくても…
年金等の請求	被保険者が意思表示できず、 年金等を請求できない。 	C 被保険者代理制度 被保険者が請求する意思表示が できなくても…

(*1) 保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
 ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
 ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です。



※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例(*2)

- 住所変更
- 基準金額の減額
- 解約

等

対象外となるお手続き

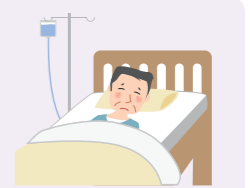
- 年金等の受取人の変更
- 契約者の変更
- 契約者代理人の変更

(*2) ご契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます(被保険者が受取人となる年金等の請求手続きは除きます)。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**年金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**年金等のご請求**をすることができます。
- 年金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です。



※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、**C 被保険者代理制度**のご利用には **A ご家族登録サービス**の申込みが必要となります。

参照 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 7」をご確認ください。

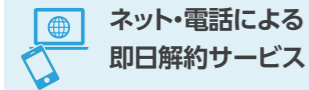
記載の内容は、2023年6月現在のものであり、将来変更することがあります。

ご契約後の安心サービス

電話・パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます!

スミセイダイレクトサービス

タイミングを逃さず解約をしたいとき



ネット・電話による
即日解約サービス

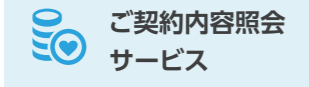
インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額(*1)(*2)をご指定の口座に送金(*3)します。

- (*1) 住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。
- (*2) 請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。
- (*3) 請求日の3~4営業日後に特定取引口座に送金します。

お申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

ネット・電話解約ご利用可能時間	
インターネット	(平日) 午前11時~午後11時45分
電話 (0120-506081)	(平日) 午前11時~午後6時

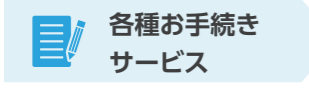
契約内容の確認やお手続きをしたいとき



ご契約内容照会
サービス

お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。
[為替レート掲載予定時間] ※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

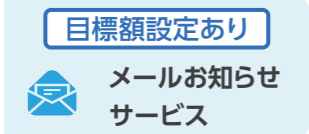
米ドル	午前10時00分頃	豪ドル	午前10時40分頃
-----	-----------	-----	-----------



各種お手続き
サービス

住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。

解約返戻金の増減を確認したいとき



目標額設定あり
メールお知らせ
サービス

ご契約から6か月経過以後、解約返戻金の円換算額(*4)が円建基準金額から10%増加、減少するつど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせします。

(*4) 住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。



マイナンバー
(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

[スミセイダイレクトサービスお申込み方法について]

- ご契約時にあわせてお申し込みください。
- 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用を開始される場合は住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。
※記載の内容は、2023年6月現在のものであり、将来変更することがあります。

必ずご確認ください

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

■契約後にかかる費用

・死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いていきます(別途お払い込みいただくものではありません)。

・解約や円建年金保険へ変更等する場合(*)に解約返戻金額を計算する際は、基準金額に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます(解約控除)。

(*)目標額を設定しない契約の場合は、円建年金保険への変更の取扱いはありません。

所定の控除率

目標額を設定しない契約【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

目標額設定なし



据置期間5年の場合の所定の控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

据置期間10年の場合の所定の控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

目標額を設定しない契約【円建で契約の場合】

目標額設定なし



据置期間5年の場合の所定の控除率

経過年数 積立利率	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
0.30%未満	0.40%	0.32%	0.24%	0.16%	0.08%
0.30%以上 0.45%未満	0.45%	0.36%	0.27%	0.18%	0.09%
0.45%以上 0.60%未満	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%
0.60%以上	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	0.20%

据置期間10年の場合の所定の控除率

経過年数 積立利率	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
0.30%未満	0.80%	0.72%	0.64%	0.56%	0.48%	0.40%	0.32%	0.24%	0.16%	0.08%
0.30%以上 0.45%未満	0.90%	0.81%	0.72%	0.63%	0.54%	0.45%	0.36%	0.27%	0.18%	0.09%
0.45%以上 0.60%未満	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%
0.60%以上	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.20%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	0.20%

次ページへつづく

目標額を設定した契約 **目標額設定あり**  

据置期間5年の場合の所定の控除率

経過年数 積立利率	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
0.20%未満	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%
0.20%以上 0.25%未満	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%
0.25%以上 0.30%未満	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%
0.30%以上	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

据置期間10年の場合の所定の控除率

経過年数 積立利率	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
0.20%未満	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%
0.20%以上 0.25%未満	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%
0.25%以上 0.30%未満	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%
0.30%以上	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

年金支払期間中は、年金を管理するための費用として、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の当日に差し引きます。(2023年6月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

通貨を換算する場合にかかる費用  
【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート (*1)
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 円建年金保険へ変更する場合(*2)	TTM (*3) - 50銭
一時払保険料を円貨で払い込む場合 配当金を指定通貨(米ドル・豪ドル)で受け取る場合	TTM (*3) + 50銭
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドル・豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM (*3) + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM (*3) - 25銭

(*1) 住友生命所定の為替レートは2023年6月現在のものです。今後変更することがあります。
 (*2) 目標額を設定しない契約の場合は、円建年金保険への変更の取扱いはありません。
 (*3) TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。
 本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。
 ・TTS(対顧客電信売相場): お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート
 ・TTB(対顧客電信買相場): お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート
 なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用  
【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

保険料を指定通貨(米ドル・豪ドル)または指定通貨以外の外貨(米ドル・豪ドル)で払い込む際や、年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨(米ドル・豪ドル)で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。  
【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建年金保険へ変更する際(*1)に解約返戻金を円換算する場合には、年金支払開始時、請求時または変更時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

- 円貨での受取額は、為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。
- 円貨での受取額は、契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。

また、次の点もご確認ください。
 ・為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
 ・保険料を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

(*1) 目標額を設定しない契約の場合は、円建年金保険への変更の取扱いはありません。

年金額は契約時には定まっています。

年金額は年金支払開始日の前日における積立金額(円建年金保険への変更または年金支払開始日の繰下げを行った場合(*2)には保険料積立金相当額)を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率(予定利率、予定死亡率等)により計算されます。そのため、年金額は契約時には定まっています。

(*2) 円建年金保険への変更は目標額を設定した契約の場合のみ取り扱います。
 また、年金支払開始日の繰下げは指定通貨が円貨の場合および円建年金保険への変更後は取り扱えません。

ご契約の諸基準

指定通貨	米ドル、豪ドル、円		
据置期間と契約年齢範囲(*1)	据置期間5年	確定年金 0歳~90歳	年金総額保証付終身年金 35歳~90歳
		据置期間10年	確定年金 0歳~85歳 年金総額保証付終身年金 30歳~85歳
払込金額の取扱単位	米ドル:1セント単位 豪ドル:1セント単位 円貨:1万円単位		
年金種類	5年・10年・15年確定年金、年金総額保証付終身年金		
最低払込金額	指定通貨で入金する場合	米ドル	10,000米ドル
		豪ドル	10,000豪ドル
	「保険料円貨払込特約(一時払い)」を付加する場合	円	
		100万円	
「保険料選択外通貨払込特約」または「保険料指定外通貨払込特約」を付加する場合	払込通貨: 米ドル / 指定通貨: 豪ドル		
	10,000米ドル		
最高一時払保険料(*2)	払込通貨: 豪ドル / 指定通貨: 米ドル		
	10,000豪ドル		
最高一時払保険料(*2)	15億円		
保険料払込方法	一時払いのみ		
告知	なし(告知、医師による診査不要)		

(*1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。
 (*2) 最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて一時払保険料(基準金額)を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

● 金利情勢によっては、新規契約の取扱いができないことがあります。